

京都市の責任を免罪し、ツケを全部市民に追わせる「中間報告」に反対する
—京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会「中間報告」に対する声明

2008年8月27日

市民ウオッチャー・京都

代表 田村和之

- 1 本日、京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会（以下「委員会」という）は、門川京都市長に対し、中間報告書（自立促進援助金制度の見直しについて）を提出したが、その内容は違法不公正な同和行政の完全終結からはほど遠いものといわざるをえない。

自立促進援助金制度については、15年以上前から市会で議員からたびたびその違法性が指摘されていたにもかかわらず、市は「援助金は適切に支給されている」との答弁を繰り返してきた。また、市監査委員も、市民ウオッチャー・京都の5次にわたる住民監査請求に対し、4次までの請求をことごとく棄却し、援助金の支出を容認し続けてきたのである。「問題なし」としてきたのである。

市民ウオッチャー・京都が住民訴訟を提起し、大阪高裁判決、最高裁決定その後の京都地裁判決が、自立促進援助金制度の違法性を指摘したことによって、監査委員もようやく是正に向けての意見を表明し、京都市がやっとその是正に動き出し、本委員会では是正方向が審議されてきたのである。

私どもは、これまで開催された6回の委員会および3回の自立促進援助金制度の見直しに係る法的課題整理等研究会のすべてを傍聴し、必要に応じて意見書を提出してきたものである。

- 2 本日提出された中間報告書は、自立促進援助金制度について、「自立促進援助金を無審査で一律に支給し続けたことは」、「少なくとも一定の時期以降は違法であった」とし、「本来は将来の奨学金返還時期の問題である自立促進援助金の支給を、奨学金の貸与時点で約束するといった制度の構成は、法的な観点からみた矛盾をはら」み、「今日において明らかになった諸問題の根源になっている」と指摘し、平成19年度からの自立促進援助金制度の廃止を求めた。

自立促進援助金制度の違法性を指摘し、その廃止を提案したことは評価できる。しかし、中間報告書は、他方で「新たに奨学金返還困難者に対する免除制度を設けるべき」だとし、新たな免除制度の新設を提案している。新たな免除制度の創

設は、問題をさらに悪化させ泥沼化させるものでしかなく、問題の解決にならない。そして、それは市が誤った説明をしたことによって生じた損害を市民にまるまる押しつけようというものである。

この問題の解決は、自立促進援助金制度を廃止し、法律、条例に定められたとおり、国の返済免除基準（生活保護世帯の1.5倍以内の所得）に合致する人以外は全員に対して同和奨学金の返還を請求すること以外にないのである。京都市が自ら行ってきた住民に対する誤った説明については、その経過を究明し関係者の責任を明確にし、住民に対して真摯に謝罪すべきである。しかしながら、本来貸し付けた奨学金の返還を求めるべきことは行政の当然の義務であり、その義務を放棄することは許されない。

さらに、中間報告書は、新たな免除制度の免除基準は国制度の基準に合わせるとしているものの、「当面は現行の自立促進援助金にかかる所得判定基準を暫定的な返還免除基準として適用する」ことまで提案している。これでは、自立促進援助金制度の問題を何ら解決しないに等しいと言わざるを得ない。

- 3 ところで、われわれの度重なる指摘にもかかわらず、委員会は自立促進援助金制度が創設された経緯については調査しようとせず、なぜ、このような極めて不公正かつ不合理な制度ができあがったのか、当時市民の知らないところで京都市と一部同和運動団体との間でどのような協議がなされていたのかの究明を避けた。委員会は、なぜ京都市がこうした不公正かつ不合理な制度を創設したのか、どうして今日までその是正が図られなかったのかを究明しようとしないのである。

これでは、京都市の同和行政を完全に終結させることはできない。たとえ表向きの「制度」は廃止されたとしても、長年にわたって行政機構に蓄積した問題点が是正されたことにはならないからである。かつての不公正な誤った同和行政がなぜ生じたのか、なぜ是正されなかったのか、そのことを究明し、市民に明らかにすることこそ、本委員会の使命であり、京都市の責務である。

門川京都市長は、同和行政の完全終結をめざすのであれば、自立促進援助金制度を廃止するにあたって、市民が納得できる制度設計を遂行するとともに、京都市がおこなってきた同和行政の経緯と責任を市民に明確にすべきである。